

岩倉市教育用情報機器等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学習指導の一環として行う家庭学習を支援するため、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する教育用情報機器等（以下「情報機器等」という。）を岩倉市立学校設置条例（昭和46年岩倉市条例第51号）に規定する学校に在学する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護するものをいう。以下同じ。）に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象情報機器等)

第2条 貸出しの対象となる情報機器等は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童生徒用タブレット端末
- (2) モバイルWi-Fiルーター
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が家庭学習で必要であると認める情報機器類及びソフトウェア等

(貸出対象者等)

第3条 前条第1号の情報機器等の貸出しの対象者は、児童生徒の保護者とする。

- 2 前条第2号の情報機器等の貸出しの対象者は、家庭等にインターネット通信環境が整っていない世帯に属する児童生徒の保護者とする。
- 3 前条第3号の情報機器等の貸出しの対象者は、児童生徒が在学する学校の校長（以下「校長」という。）が当該情報機器等の貸出しを必要と認めた当該児童生徒の保護者とする。
- 4 児童生徒の保護者に貸し出す情報機器等の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。
 - (1) 前条第1号の情報機器等 児童生徒1人につき1台
 - (2) 前条第2号の情報機器等 1世帯につき1台
 - (3) 前条第3号の情報機器等 児童生徒1人につき1つ

(貸出期間)

第4条 情報機器等の貸出期間は、児童生徒の保護者が情報機器等の貸出しを受けた際に当該児童生徒が在学する学校に在学する期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号の情報機器等の貸出期間は、

児童生徒の保護者が当該情報機器等の貸出しを受けた際に当該児童生徒が在学する学校に在学する期間又は当該情報機器等を使用する当該児童生徒の家庭等にインターネット通信環境が整備されるまでの期間のいずれか短い期間とする。

(費用負担)

第5条 情報機器等の貸出料は、岩倉市財産の交換、譲渡、無償貸付け等に関する条例(昭和57年岩倉市条例第13号)第4条の規定に基づき、無償とする。ただし、通信料、電気料その他情報機器等の使用に伴う費用は、第7条の規定により情報機器等の貸出しの決定を受けた者(以下「借受人」という。)が負担するものとする。

(貸出申請)

第6条 情報機器等の貸出しを受けようとする児童生徒の保護者は、岩倉市教育用情報機器等貸出申請書(様式第1。以下「申請書」という。)により、校長に申請しなければならない。

2 児童生徒が、貸出しを受けた際に在学する学校から市内の他の学校に転校し、又は市内の中学校に進学するときは、当該児童生徒の保護者は、改めて転校先又は進学先の校長に申請書により情報機器等の貸出しを申請しなければならない。

(貸出決定)

第7条 校長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、情報機器等を貸し出すことが適当と認めるときは、当該申請を行った者に対し情報機器等の貸出しを決定するものとする。

(貸出し等)

第8条 前条の貸出しを決定した校長は、岩倉市教育用情報機器等貸出簿(様式第2。以下「貸出簿」という。)に必要事項を記載し、借受人に情報機器等を貸し出すものとする。

2 校長は、教育委員会の求めがあったときは、貸出簿の写しを提出しなければならない。

(遵守事項)

第9条 借受人及び情報機器等を使用する児童生徒(以下「借受人等」という。)は、貸出しを受けた情報機器等の取扱いについて校長の指示に従うとともに、細心の注意を払って情報機器等を使用し、及び管理しなければならない。

- 2 借受人等は、貸出しを受けた情報機器等を家庭学習以外の目的で使用してはならない。
- 3 借受人等は、付与された I D、パスワード等を他者に知られないように厳重に管理しなければならない。
- 4 借受人等は、貸出しを受けた情報機器等に個人情報等の重要なデータを保存してはならない。
- 5 借受人等は、貸出しを受けた情報機器等を使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は情報機器等を営利目的の活動に使用してはならない。

(申出等)

第 10 条 借受人等は、貸出しを受けた情報機器等を破損し、若しくは紛失し、又は情報機器等に故障等の異常を認めたときは、速やかに校長に申し出なければならない。

- 2 校長は、前項の規定による申出があったときは、直ちに借受人等から詳細に事情を聴取して岩倉市教育用情報機器等破損・紛失等報告書（様式第 3。以下「破損・紛失等報告書」という。）を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

(損害賠償等)

第 11 条 借受人等は、貸出しを受けた情報機器等を破損し、若しくは紛失し、又は情報機器等に故障等の異常を認めたときは、借受人の負担において原形に復し、若しくは現品をもって弁償し、又はこれらに要する費用を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 経年劣化による故障その他借受人等の責めによらない故障等に係る修繕費用については、教育委員会の負担とする。
- 3 貸出しを受けた情報機器等の使用に伴い、借受人等の過失又は故意により損害が発生したときは、借受人の責任及び負担においてその損害を賠償しなければならない。

(貸出決定の取消し)

第 12 条 校長は、借受人が虚偽その他不正の手段によって情報機器等の貸出しを受けたと認めるとき、又は情報機器等の使用の態様が教育目的に反していると認めるときは、情報機器等の貸出しを一時停止し、又は貸出しの決定を取り消すことができる。

(返却等)

- 第13条 児童生徒が、貸出しを受けた際に在学する学校から転校し、小学校から中学校へ進学し、又は中学校を卒業するときは、借受人は、速やかに貸出しを受けた情報機器等を校長に返却しなければならない。
- 2 貸出しを受けた第2条第2号の情報機器等を使用する児童生徒の家庭等にインターネット通信環境が整備されたときは、借受人は、速やかに当該情報機器等を校長へ返却しなければならない。
- 3 前条の規定により情報機器等の貸出しを一時停止され、又は貸出しの決定を取り消された借受人は、速やかに貸出しを受けた情報機器等を校長へ返却しなければならない。
- 4 校長から特に返却の要請があったときは、借受人は、速やかに貸出しを受けた情報機器等を校長へ返却しなければならない。この場合において、返却の要請を受けた後、再び貸出しを希望するときは、再度申請書を校長へ提出するものとする。
- 5 校長は、返却された情報機器等を貸出簿の内容と照合し、故障等の異常が認められないときは、貸出簿に必要事項を記入するものとする。
- 6 校長は、返却された情報機器等に故障等の異常を認めたときは、直ちに借受人等から詳細に事情を聴取して破損・紛失等報告書を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

(雑則)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

様式第 1 (第 6 条関係)

(表)

岩倉市教育用情報機器等貸出申請書

年 月 日

岩倉市立 学校長 様

保護者住所 _____

氏名 (自署) _____

岩倉市教育用情報機器等貸出要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請
します。

なお、情報機器等の借用に当たっては、裏面の岩倉市教育用情報機器等
借用上の遵守事項を守ることを誓約します。

児童生徒氏名	(年 組 番)
貸出情報機器等	<input type="checkbox"/> 児童生徒用タブレット端末
	<input type="checkbox"/> モバイルWi-Fiルーター ※児童生徒の家庭等にインターネット通信環境が整備さ れていない場合が対象です。 ※データ通信SIMは、付帯されていません。
	<input type="checkbox"/> その他 ()

※貸出しを申請する情報機器等のにチェックをしてください。

事務処理欄 (ここから下の欄には記入しないでください。)

貸出情報機器等 管理番号	<input type="checkbox"/> 児童生徒用タブレット端末 () <input type="checkbox"/> モバイルWi-Fiルーター () <input type="checkbox"/> その他 ()
確認者	
確認日	年 月 日
備考	

(裏)

岩倉市教育用情報機器等借用上の遵守事項

- 1 次の事項を遵守して、情報機器等を使用すること。
 - (1) 校長の指示に従うとともに、細心の注意を払って情報機器等を管理すること。
 - (2) 貸出情報機器等は、家庭学習以外の目的で使用しないこと。
 - (3) 付与された I D、パスワード等を他者に知られないように厳重に管理すること。
 - (4) 貸出情報機器等に個人情報等の重要なデータを保存しないこと。
 - (5) 貸出情報機器等を使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は情報機器等を営利目的の活動に使用しないこと。
- 2 通信料、電気料その他情報機器等の使用に伴う費用は、自己で負担すること。なお、モバイルW i - F i ルーターを借受けた場合は、データ通信S I Mを自己で通信会社等と契約し、それに伴う費用も自己で負担すること。
- 3 貸出情報機器等を破損し、若しくは紛失し、又は情報機器等に故障等の異常が認められたときは、速やかに校長に申し出ること。
- 4 貸出情報機器等を破損し、若しくは紛失し、又は情報機器等に故障等の異常が認められたときは、自己の負担において原形に復し、若しくは現品をもって弁償し、又はこれらに要する費用を賠償すること。なお、経年劣化による故障その他自己の責めによらない故障等については除く。
- 5 貸出情報機器等の使用に伴い、自己の過失又は故意により損害が発生したときは、自己の責任及び負担においてその損害を賠償すること。
- 6 学校から貸出情報機器等の返却の要請があった場合は、速やかに返却すること。

様式第2 (第8条、第13条関係)

岩倉市教育用情報機器等貸出簿

岩倉市立 学校

No.	児童生徒				保護者	貸出情報機器等		貸出期間		学校	備考
	学年	組	番	氏名	氏名	機器等名称	管理番号	開始日	返却日	確認	
						<input type="checkbox"/> 児童生徒用タブレット端末 <input type="checkbox"/> モバイルWi-Fiルーター <input type="checkbox"/> その他 ()					
						<input type="checkbox"/> 児童生徒用タブレット端末 <input type="checkbox"/> モバイルWi-Fiルーター <input type="checkbox"/> その他 ()					
						<input type="checkbox"/> 児童生徒用タブレット端末 <input type="checkbox"/> モバイルWi-Fiルーター <input type="checkbox"/> その他 ()					
						<input type="checkbox"/> 児童生徒用タブレット端末 <input type="checkbox"/> モバイルWi-Fiルーター <input type="checkbox"/> その他 ()					
						<input type="checkbox"/> 児童生徒用タブレット端末 <input type="checkbox"/> モバイルWi-Fiルーター <input type="checkbox"/> その他 ()					

様式第3（第10条、第13条関係）

岩倉市教育用情報機器等破損・紛失等報告書

年 月 日

岩倉市教育委員会 殿

岩倉市立 学校長

岩倉市教育用情報機器等貸出要綱 第10条第2項・第13条第6項の規定により、次のとおり報告します。

児童生徒氏名	(年 組 番)
保護者氏名	
破損、紛失等の区分	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 故障 <input type="checkbox"/> その他 ()
破損、紛失等した貸出情報機器等	<input type="checkbox"/> 児童生徒用タブレット端末 <input type="checkbox"/> モバイルWi-Fiルーター <input type="checkbox"/> その他 ()
破損、紛失等の発生日	年 月 日
破損、紛失等に至った状況・理由	

※第三者による盗難等、借受人等の責に帰さない事象については、警察に被害届を提出し、被害届受理番号を記載してください。